

# 令和2年度 償却資産に関する概要調書等報告書

都道府県名	福岡県
市町村名	北九州市

地方公共団体コード	4	0	1	0	0	5 <sup>6</sup>
表番号・行番号	7	0	0	0	0	0 <sup>11</sup>
市町村判別 コード	特定市・・・1	12				
	特定市以外の市町村・2					
団体区分コード	13					1 <sup>16</sup>

(注) 自動的に付与される。

地方公共団体コード	表番号
4 0 1 0 0 5	7 6 9 8

第69表 納税義務者数に関する調

都道府県名 福岡県

市町村名 北九州市

区分 個人・法人の別	行番号	(1)	(2)	(3)
		総数 (イ) (人)	法定免税点未満のもの (ロ) (人)	法定免税点以上のもの (イ) - (ロ) (ハ) (人)
個人	9 0 1 0	12 10,229	21 8,224	30 2,005
法人	0 2 0	21,757	12,218	9,539
合計	0 3 0	31,986	20,442	11,544

地方公共団体コード	表番号
1 4 0 1 0 0 5	7 7 0

第70表 償却資産の価格等に関する調 (市町村計)

都道府県名 福岡県

市町村名 北九州市

種 類	行 番 号	(1) 決 定 価 格 (千円)	(2) 課 税 標 準 額 (千円)	(3) 課 税 標 準 額 の 内 訳		
				課税標準の特例規定の適用を受けるもの(イ) (千円)	(イ)以外のもの(ロ) (千円)	
市町村長が価格等 を決定したもの	構 築 物	9 0 1 0	12 209,731,132	25 207,684,321	38 2,391,539	51 205,292,782 <sup>63</sup>
	機 械 及 び 装 置	0 2 0	625,466,871	605,015,863	16,630,584	588,385,279
	船 舶	0 3 0	23,754,957	18,106,560	5,642,211	12,464,349
	航 空 機	0 4 0	609,250	609,250	0	609,250
	車 両 及 び 運 搬 具	0 5 0	11,022,485	10,885,142	137,344	10,747,798
	工 具 , 器 具 及 び 備 品	0 6 0	126,869,116	126,615,699	106,301	126,509,398
	小 計 (ハ)	0 7 0	997,453,811	968,916,835	24,907,979	944,008,856
法十 第九 三条 百関 八係	総務大臣が価格等を決定し、配分したもの	0 8 0	229,258,628	195,462,933		
	道府県知事が価格等を決定し、配分したもの	0 9 0	24,365,419	20,136,761		
	小 計 (ニ)	1 0 0	253,624,047	215,599,694		
法第743条第1項の規定により道府県知事が価格等を決定したもの(ホ)	1 1 0	0	0			
合計 (ハ) + (ニ) + (ホ)	1 2 0	1,251,077,858	1,184,516,529			
同内 上訳	市 町 村 分 の 額	1 3 0		1,184,516,529		
	道 府 県 分 の 額	1 4 0				

地方公共団体コード					表番号				
1	4	0	1	0	0	5	7	7	1

第71表 償却資産の価格等に関する調（個人分）

都道府県名

福岡県

市町村名

北九州市

種類	行番号	(1) 決定価格 (千円)	(2) 課税標準額 (千円)	(3) 課税標準額の内訳		
				課税標準の特例規定の適用を受けるもの(イ) (千円)	(イ)以外のもの(ロ) (千円)	
市町村長が価格等 を決定したもの	構築物	9 0 1 0	12 5,314,196	25 5,312,536	38 1,659	51 5,310,877
	機械及び装置	0 2 0	3,353,514	3,309,539	1,860	3,307,679
	船舶	0 3 0	112,736	57,361	55,374	1,987
	航空機	0 4 0	0	0	0	0
	車両及び運搬具	0 5 0	3,602	3,602	0	3,602
	工具、器具及び備品	0 6 0	2,701,149	2,671,815	3,811	2,668,004
	小計(ハ)	0 7 0	11,485,197	11,354,853	62,704	11,292,149
法十 第九 三条 百関 八係	総務大臣が価格等を決定し、配分したもの	0 8 0	0	0		
	道府県知事が価格等を決定し、配分したもの	0 9 0	0	0		
	小計(ニ)	1 0 0	0	0		
法第743条第1項の規定により道府県知事が価格等を決定したもの(ホ)	1 1 0	0	0			
合計(ハ) + (ニ) + (ホ)	1 2 0	11,485,197	11,354,853			
同内 上訳	市町村分の額	1 3 0		11,354,853		
	道府県分の額	1 4 0				

地方公共団体コード					表番号				
1	4	0	1	0	0	5	7	7	2

第72表 償却資産の価格等に関する調 (法人分)

都道府県名

福岡県

市町村名

北九州市

種 類	行 番 号	(1) 決 定 価 格 (千円)	(2) 課 税 標 準 額 (千円)	(3) 課 税 標 準 額 の 内 訳		
				課税標準の特例規定の適用を受けるもの(イ) (千円)	(イ)以外のもの(ロ) (千円)	
市町村長が価格等 を決定したもの	構 築 物	9 0 1 0	12 204,416,936	25 202,371,785	38 2,389,880	51 199,981,905
	機 械 及 び 装 置	0 2 0	622,113,357	601,706,324	16,628,724	585,077,600
	船 舶	0 3 0	23,642,221	18,049,199	5,586,837	12,462,362
	航 空 機	0 4 0	609,250	609,250	0	609,250
	車 両 及 び 運 搬 具	0 5 0	11,018,883	10,881,540	137,344	10,744,196
	工 具 , 器 具 及 び 備 品	0 6 0	124,167,967	123,943,884	102,490	123,841,394
	小 計 (ハ)	0 7 0	985,968,614	957,561,982	24,845,275	932,716,707
法十 第九 三条 百関 八係	総務大臣が価格等を決定し、配分したもの	0 8 0	229,258,628	195,462,933		
	道府県知事が価格等を決定し、配分したもの	0 9 0	24,365,419	20,136,761		
	小 計 (ニ)	1 0 0	253,624,047	215,599,694		
法第743条第1項の規定により道府県知事が価格等を決定したもの(ホ)	1 1 0	0	0			
合計 (ハ) + (ニ) + (ホ)	1 2 0	1,239,592,661	1,173,161,676			
同内 上訳	市 町 村 分 の 額	1 3 0		1,173,161,676		
	道 府 県 分 の 額	1 4 0				

地方公共団体コード						表番号	
4	0	1	0	0	5	7	3

第73表 市町村長が価格等を決定したもののうち課税標準の特例  
規定の適用を受けるものに関する調(1)  
(法第349条の3、法第349条の3の4関係)

都道府県名 福岡県

市町村名 北九州市

区 分	行 番 号	決 定 価 格 (A) (千円)	(2) 課 税 標 準 の 特 例 率		課 税 標 準 額 (A) × (B) / (C) (千円)		
			(B)	(C)			
法 第 三 百 四 十 九 条 の 三	第 1 項 (新線構築物)	9 0 1 0	12	25 1	27 3	29	
		0 2 0		2	3		
		(新線立体交差化施設)	0 3 0		1	6	
			0 4 0		1	3	
	第 2 項 (ガス事業用資産)	0 5 0	51,327	1	3	17,109	
		0 6 0	14,580,384	2	3	9,720,256	
	第 3 項 (農業協同組合等共同利用機械)	0 7 0	153,877	1	2	76,938	
	第 4 項 (外航船舶)	0 8 0		1	6		
		(準外航船舶)	0 9 0		1	4	
	第 5 項 (内航船舶)	1 0 0	11,272,050	1	2	5,636,025	
	第 6 項 (離島航路事業用内航船舶 (349条の3⑤との連乗後))	1 1 0		1	6		
	第 7 項 (国際路線用航空機)	1 2 0		1	5		
1 3 0			1	10			
1 4 0			2	15			
第 8 項 (離島路線用航空機)	1 5 0		1	3			
	(小型離島航空機)	1 6 0		2	3		
1 7 0		1	4				
第 9 項 (日本放送協会)	1 8 0	1,425,627	1	2	712,814		
第 10 項 (日本原子力開発機構)	1 9 0		1	3			
	2 0 0		2	3			
第 12 項 (新幹線に係る鉄軌道用資産)	2 1 0		1	6			
	2 2 0		1	3			

地方公共団体コード					表番号		
4	0	1	0	0	5	7	3

第73表 市町村長が価格等を決定したもののうち課税標準の特例  
規定の適用を受けるものに関する調(1)  
(法第349条の3、法第349条の3の4関係につき)

都道府県名 福岡県

市町村名 北九州市

区 分	行 番 号	(1) 決 定 価 格		(2) 課 税 標 準		(3) 課 税 標 準 額		
		(A) (千円)	(B)	(C)	(A) × (B) / (C)	(D) (千円)		
法 第 三 百 四 十 九 条 の 三	第 13 項	①(青函・本四 鉄道施設)	2 3 0	1	6			
		②(青函・本四 新線構築物)	2 4 0	1	18			
			2 5 0	1	9			
		③(青函・本四 新線立体交差化施設)	2 6 0	1	36			
			2 7 0	1	18			
		④(青函・本四 変・送電用資産)	2 8 0	1	10			
	第 14 項 (河川事業鉄軌道用資産)	2 9 0		2	3			
		3 0 0		5	6			
		3 1 0		1	6			
		3 2 0		1	3			
	第 15 項 (宇宙航空研究開発機構)	3 3 0		1	3			
		3 4 0		2	3			
	第 16 項 (海洋研究開発機構)	3 5 0		1	3			
		3 6 0		2	3			
	第 17 項 (水資源機構)	3 7 0		1	2			
		3 8 0		3	4			
	第 18 項	①(特定地方交通線)	3 9 0		1	4		
		②(新線構築物)	4 0 0		1	12		
			4 1 0		1	6		
		③(新線立体交差化施設)	4 2 0		1	24		
4 3 0				1	12			
④(河川事業鉄軌道用資産)		4 4 0		1	6			
		4 5 0		5	24			
		4 6 0		1	24			
4 7 0			1	12				
⑤(変・送電用資産)	4 8 0		3	20				

地方公共団体コード					表番号		
4	0	1	0	0	5	7	3

第73表 市町村長が価格等を決定したもののうち課税標準の特例規定の適用を受けるものに関する調（1）  
（法第349条の3、法第349条の3の4関係につき）

都道府県名 福岡県

市町村名 北九州市

区 分	行 番 号	決 定 価 格 (A) (千円)	(2) 課 税 標 準 の 特 例 率		(4) 課 税 標 準 額	
			(B) (C)	(C)	(A) × (B) (C)	(D) (千円)
法 第 三 百 四 十 九 条 の 三	第 19 項 (新エネルギー・産業技術総合開発機構)	9 4 9 0	12 7,859,803	25 1	27 3	29 2,619,934
		5 0 0		2	3	
	第 20 項 (科学技術振興機構)	5 1 0	13,185	1	2	6,592
	第 22 項 (新関西国際空港株)	5 2 0		1	2	
	第 23 項 (信用協同組合等)	5 3 0	1,081	3	5	649
	第 24 項 (変・送電用資産(鉄道事業用))	5 4 0		3	5	
	第 25 項 (中部国際空港株)	5 5 0		1	2	
	第 26 項 (外国貿易用コンテナ)	5 6 0		4	5	
	第 27 項 (家庭的保育事業) (地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分)	5 7 0		1	2	
	第 28 項 (居宅訪問型保育事業) (地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分)	5 8 0		1	2	
	第 29 項 (事業所内保育事業) (地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分)	5 9 0		1	2	
	第 30 項 (認定生活困窮者就労訓練事業)	6 0 0		1	2	
	第 31 項 (国立研究開発法人日本医療研究開発機構)	6 1 0		1	3	
		6 2 0		2	3	
		(国立研究開発法人科学技術振興機構からの譲渡)	6 3 0		1	2
第 32 項 (量子科学技術研究開発機構)	6 4 0		1	3		
	6 5 0		2	3		
第 33 項 (世界遺産)	6 6 0	75,747	1	3	25,249	
法第349条の3の4	(被災代替償却資産)	6 7 0		1	2	
合 計		6 8 0	35,433,081	-	-	18,815,566

地方公共団体コード					表番号		
4	0	1	0	0	5	7	4

第74表 市町村長が価格等を決定したもののうち課税標準の特例規定の適用を受けるものに関する調 (2)  
(法第349条の3、法第349条の3の4関係)

都道府県名 福岡県

市町村名 北九州市

区分	行番号	(1) 決定価格		(2) 課税標準の特例率		(3)		(4) 課税標準額	
		(A) (千円)	(B)	(C)	(A) × (B)	(C)	(D) (千円)		
法	旧第1項 (送電用資産・電気事業用)	9 0 1 0	12	25 1	27 3	29			
		0 2 0		2	3				
	(変電所・電気事業用)	0 3 0		3	5				
0 4 0			3	4					
第	旧第13項 (立体交差化施設)	0 5 0		-	-				
	旧第18項 (熱供給事業用資産)	0 6 0	45,499	1	3		15,166		
0 7 0		29,212	2	3		19,475			
三	旧第18項 (石油天然ガス・金属鉱物資源機構)	0 8 0		4	5				
	旧第19項 (地下道又は跨線道路橋)	0 9 0		1	2				
百	旧第21項 (車庫構築物・立体交差化施設)	1 0 0		1	3				
		旧第23項 (農業・食品産業技術総合研究機構)	1 1 0		2	3			
			1 2 0		1	6			
四	旧第24項 (特定鉄道路線構築物)	1 3 0		1	3				
		1 4 0		1	4				
		1 5 0		1	2				
十	旧第25項 (日本電気計器検定所)	1 6 0		1	2				
		1 7 0		1	3				
		1 8 0		1	6				
九	旧第26項 (日本消防検定協会)	1 9 0		1	2				
		2 0 0		1	3				
		2 1 0		1	6				
条	旧第27項 (小型船舶検査機構)	2 2 0		1	2				
		2 3 0		1	3				
		2 4 0		1	6				
の	旧第28項 (軽自動車検査協会)	2 5 0	184	1	2		92		
		2 6 0	2,315	1	3		772		
		2 7 0		1	6				
三	旧第30項 (情報通信研究機構)	2 8 0		2	3				
	旧第31項 (社会保険診療報酬支払基金)	2 9 0		1	3				
		3 0 0		1	6				

地方公共団体コード					表番号		
4	0	1	0	0	5	7	4

第74表 市町村長が価格等を決定したもののうち課税標準の特例規定の適用を受けるものに関する調（2）  
（法第349条の3、法第349条の3の4関係つづき）

都道府県名 福岡県

市町村名 北九州市

区 分	行 番 号	(1) 決 定 価 格 (A) (千円)	(2)		(3)		(4)	
			課 税 標 準 の 特 例 率 (B)	(C)	課 税 標 準 額 (A) × (B) (C)	(D) (千円)		
法 第 三 百 四 十 九 条 の 三	旧第32項（高压ガス保安協会）	9 3 1 0	12	25 1	27 2	29		
		3 2 0		1	3			
		3 3 0		1	6			
	旧第32項（自動車安全運転センター）	3 4 0		1	3			
		3 5 0		1	6			
	旧第33項（郵便貯金・簡易生命保険管理機構）	3 6 0		1	2			
	旧第34項（有線放送電話業務用資産）	3 7 0		2	3			
		3 8 0		1	2			
		3 9 0		1	6			
	合 計	4 0 0		77,210	-	-		35,505

地方公共団体コード					表番号		
4	0	1	0	0	5	7	5

第75表 市町村長が価格等を決定したもののうち課税標準の特例規定の適用を受けるものに関する調(3)  
(法規則第15条関係)

都道府県名 福岡県

市町村名 北九州市

区 分	行 番 号	(1)	(2)		(3)	(4)	
		決 定 価 格 (A) (千円)	課 税 標 準 の 特 例 率 (B)	(C)	課 税 標 準 額 (A) × (B) (D) (C) (千円)		
法 附 則	第 1 項 (倉庫等)	0 1 0		1	2		
		0 2 0		3	4		
		0 3 0		2	3		
		0 4 0		3	5		
	第 2 項 (公共の危害防止施設等)	0 5 0	932,970	1	2		466,485
		0 6 0	22	2	3		15
		0 7 0	2,733,196	1	3		911,065
		0 8 0		3	4		
		0 9 0	3,284,176	1	6		547,362
		1 0 0	1,162,722	1	2		546,424
		1 1 0	74,135	3	4		55,601
第 十 五 条	旧2号(地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分)	1 2 0		1	2		
	フッ素系溶剤(地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分)	1 3 0		-	-		
	第 3 項 (国内路線用航空機)	1 4 0		2	5		
		1 5 0		1	4		
		1 6 0		3	8		
		1 7 0		2	3		
	第 5 項 (沖縄電力(株))	1 8 0		2	3		
	(旧 沖縄電力(株) 変・送電用資産)	1 9 0		2	9		
		2 0 0		4	9		
		2 1 0		2	5		
		2 2 0		1	2		
第 6 項 (大規模地震防災応急対策用資産)	2 3 0	80	2	3		53	
第 7 項 (日本貨物鉄道(株)の新造車両)	2 4 0		3	5			
第 8 項 (雨水貯留浸透施設)	2 5 0		2	3			
	2 6 0		1	2			
(地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分)	2 7 0		-	-			
第 11 項 (低公害車燃料等供給施設)	2 8 0		2	3			
	2 9 0		3	4			

地方公共団体コード					表番号		
4	0	1	0	0	5	7	5

第75表 市町村長が価格等を決定したもののうち課税標準の特例規定の適用を受けるものに関する調(3)  
(法附則第15条関係つづき)

都道府県名 福岡県

市町村名 北九州市

区 分	行 番 号	(1) 決 定 価 格		(2) 課 税 標 準 の 特 例 率		(3) (B) (C)		(4) 課 税 標 準 額	
		(A) (千円)	(B)	(B)	(C)	(A) × (B)	(C) (D) (千円)		
法 附 則 第 十 五 条	第 12 項 (国際船舶)	3 0 0		1	18				
	第 13 項 ①(特定鉄道事業譲受資産)	3 1 0		1	2				
	②(新線構築物)	3 2 0		1	6				
		3 3 0		1	3				
	③(立体交差化施設)	3 4 0		1	12				
		3 5 0		1	6				
	④(河川事業鉄軌道用資産)	3 6 0		1	3				
		3 7 0		5	12				
		3 8 0		1	12				
		3 9 0		1	6				
	⑤(変・送電用資産)	4 0 0		3	10				
	第 14 項 (鉄道車両安全向上設備)	4 1 0	111,291	1	3			37,097	
	第 15 項 (低床車両)	4 2 0		1	3				
	第 16 項 (新造改良車両(鉄道事業))	4 3 0		2	3				
		4 4 0		3	5				
	第 17 項 (新造車両(流通業務))	4 5 0		2	3				
		4 6 0		3	5				
	第 18 項 (PFI公共施設)	4 7 0		1	2				
	第 19 項 (都市利便施設)	4 8 0		3	5				
		4 9 0		1	2				
		(都市再生緊急整備地域) 地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分)	5 0 0		3	5			
	(特定都市再生緊急整備地域) 地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分)	5 1 0		1	2				
第 20 項 (都市鉄道利便増進施設)	5 2 0		2	3					
第 21 項 (外貿埠頭公社の民営化に係る承継特例)	5 3 0		1	2					
	5 4 0		3	5					

地方公共団体コード					表番号		
4	0	1	0	0	5	7	5

第75表 市町村長が価格等を決定したもののうち課税標準の特例規定の適用を受けるものに関する調(3)  
(法附則第15条関係つづき)

都道府県名 福岡県

市町村名 北九州市

区 分	行 番 号	(1) 決 定 価 格		(2) 課 税 標 準 (B) の 特 例 率 (C)		(3) 課 税 標 準 額 (A) × (B) (D)		
		(A) (千円)	(B)	(C)	(A)	(B) (C)	(D) (千円)	
法 附 則 第 十 五 条	第 22 項 (鉄道事業再構築事業)	5 5 0		1	4			
	第 23 項 (バイオ燃料製造設備)	5 6 0		1	2			
		5 7 0		2	3			
	第 25 項 (国際戦略港湾等の荷さばき施設等)	5 8 0		1	2			
		5 9 0		2	3			
	第 26 項 (津波対策に資する港湾施設等)	6 0 0		1	2			
		(地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分)	6 1 0		1	2		
	第 28 項 (津波避難施設等)	6 2 0		1	2			
		(指定避難施設(わがまち特例)適用分)	6 3 0		2	3		
		(協定避難施設(わがまち特例)適用分)	6 4 0		1	2		
	第 29 項 (移動等円滑化のための設備)	6 5 0		2	3			
	第 30 項 (再生可能エネルギー発電設備)	6 6 0		2	3			
		(太陽光1,000kw未満)	6 7 0	8,799	2	3	5,866	
		(地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分)						
(太陽光1,000kw以上)		6 8 0		3	4			
(地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分)								
(風力20kw未満)		6 9 0		3	4			
(地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分)								
(風力20kw以上)		7 0 0	2,138,151	2	3	1,425,434		
(地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分)								
(水力5,000kw未満)		7 1 0		1	2			
第 31 項 (熱電併給型動力発生装置)	(地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分)	7 2 0		2	3			
	(地熱1,000kw未満)	7 3 0		2	3			
	(地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分)							
	(地熱1,000kw以上)	7 4 0		1	2			
	(地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分)							
	(バイオマス10,000kw未満)	7 5 0		1	2			
	(地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分)							
	(バイオマス10,000kw以上20,000kw未満)	7 6 0		2	3			
(地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分)								
第 32 項 (鉄道耐震補強設備)	7 7 0		5	6				
	7 8 0		11	12				
第 33 項 (特定貨物取扱埠頭の港湾施設)	7 9 0		2	3				
第 34 項 (浸水防止用設備)	8 0 0		2	3				
	(地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分)	8 1 0		2	3			

地方公共団体コード					表番号		
4	0	1	0	0	5	7	5

第75表 市町村長が価格等を決定したもののうち課税標準の特例規定の適用を受けるものに関する調（3）  
（法附則第15条関係つづき）

都道府県名 福岡県

市町村名 北九州市

区 分	行 番 号	(1) 決 定 価 格		(2) 課 税 標 準 の 特 例 率		(3) (B) (C)		(4) 課 税 標 準 額	
		(A) (千円)	(B)	(B)	(C)	(A) × (B)	(C) (D) (千円)		
法	第 35 項 (特別特定技術基準施設の耐震化)	9	12		25	27	29		
	8 2 0			1		2			
	8 3 0			5		6			
附	第 36 項 (無電柱化)	8 4 0		2		3			
	8 5 0	7,171		1		2		3,586	
	8 6 0			2		3			
則	第 38 項 (特定事業所内保育施設) (地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分)	8 7 0		3		4			
	8 8 0	93,095		1		2		46,548	
	第 40 項 (対象特定電気通信設備)	8 9 0		3		4			
第	第 41 項 (先端設備等)	9 0 0	3,505,269	-		-		0	
	第 42 項 (立地誘導促進施設)	9 1 0		2		3			
	第 43 項 (帰還環境整備推進法人)	9 2 0		1		3			
十	第 44 項 (地域福利増進事業)	9 3 0		2		3			
	第 45 項 (農業協同組合等共同利用機械)	9 4 0		1		2			
	第 46 項 (認定就農者)	9 5 0		2		3			
五	第 48 項 (滞在快適性等向上施設)	9 6 0		1		2			
	第 49 項 (ローカル5G)	9 7 0		1		2			
	合 計	9 8 0	14,051,077	-		-		4,045,536	

地方公共団体コード					表番号					
1	4	0	1	0	0	5	7	7	8	6

第76表 市町村長が価格等を決定したもののうち課税標準の特例  
規定の適用を受けるものに関する調 (4)  
(法附則第15条関係)

都道府県名 福岡県

市町村名 北九州市

区 分	行 番 号	(1) 決 定 価 格 (A) (千円)	(2) 課 税 標 準 の 特 例 率		(3) (B) (C)	(4) 課 税 標 準 額	
			(B)	(C)		(A) × (B)	(C) (千円)
法 附 則	旧第3項 (公害防止設備)	0 1 0	13,206	1	3	4,402	
		0 2 0	225,932	2	3	150,621	
		0 3 0		3	4		
		0 4 0	2	1	2	1	
	旧第5項 (公共危害防止構築物)	0 5 0		3	5		
		0 6 0		1	2		
		0 7 0	2,539	1	3	846	
	旧第6項 (公害防止優良更新施設)	0 8 0	7,096	1	2	3,548	
		0 9 0	3,174	2	3	2,116	
	旧第7項 (産業廃棄物焼却施設等)	1 0 0	204,112	2	3	136,075	
第 十 五 条		1 1 0		5	6		
	旧第14項 (旧国際電信電話株)	1 2 0		3	5		
		1 3 0		1	2		
	旧第15項 (地方卸売市場)	1 4 0		4	5		
		1 5 0		3	4		
	旧第17項 ①(立体交差化施設)	1 6 0		1	6		
	②(旧交納付金法附則第19項)	1 7 0		-	-		
	③(旧交納付金法附則第20項)	1 8 0		-	-		
	旧第19項 (指定法人等の大規模外貨埠頭)	1 9 0		1	2		
	旧第20項 (水力発電施設の魚道)	2 0 0		2	3		
条	旧第20項 (貨物鉄道に対する貸付資産)	2 1 0		1	2		
		2 2 0		2	3		
	旧第20項 (スーパー中樞港湾)	2 3 0		1	2		
	旧第21項 (国立大学校舎)	2 4 0		1	2		
	旧第27項 (指定会社等の特定用途港湾施設)	2 5 0		1	2		

地方公共団体コード					表番号		
4	0	1	0	0	5	7	6

第76表 市町村長が価格等を決定したもののうち課税標準の特例  
規定の適用を受けるものに関する調（4）  
（法附則第15条関係つづき）

都道府県名 福岡県  
市町村名 北九州市

区 分	行 番 号	(1)	(3)		(4)
		決 定 価 格 (A) (千円)	課 税 標 準 の 特 例 率 (B)	(C)	課 税 標 準 額 (A) × (B) (D) (C) (千円)
法 附 則 第 十 五 条	旧第29項（旧交納付金法附則第17項）	2 6 0		-	-
	旧第36項（公共荷さばき施設）	2 7 0		1	2
	旧第37項（一般廃棄物処理施設）	2 8 0	20,318	1	2
		2 9 0		1	4
	旧第37項（放送ネットワーク災害対策用設備）	3 0 0		3	4
	旧第39項（国家戦略特区）	3 1 0		1	2
	旧第40項（ノンフロン製品） （地域決定型地方税制特例措置（わがまち特例）適用分）	3 2 0		3	4
	旧第40項（認定誘導事業により取得した公共施設等） （地域決定型地方税制特例措置（わがまち特例）適用分）	3 3 0		4	5
		3 4 0		4	5
	旧第43項（経営力向上設備等）	3 5 0	3,407,208	1	2
合 計	3 6 0	3,883,587	-	-	2,011,372

地方公共団体コード					表番号		
4	0	1	0	0	5	7	7

第77表 市町村長が価格等を決定したもののうち課税標準の特例  
規定の適用を受けるものに関する調(5)  
(法附則第15条の2, 法附則第15条の3, 旧法附則第16条の2)

都道府県名 福岡県

市町村名 北九州市

区 分	行 番 号	(1) 決 定 価 格		(2) 課 税 標 準		(3) (B) の 特 例 率 (C)		(4) 課 税 標 準 額	
		(A) (千円)		(B)	(C)	(A)	×	(B) (D)	(C) (千円)
		9	12	25	27	29			
法 附 則 第 十 五 条 の 二 項	第 1 項	①(旧交納付金法附則第17項・立体交差化施設)		1	3				
		①(JR北海道・四国に係る特例)		1	2				
	J R 北 海 道 ・ 四 国 に 係 る 特 例 と 法 第 三 百 四 十 九 条 の 三 各 項 と の 連 乗	②(新線構築物)		1	6				
		③(新線立体交差化施設)		1	12				
		④(新幹線鉄軌道用資産)		1	6				
		⑤(青函・本四 鉄道施設)		1	12				
		⑥(青函・本四 新線構築物)		1	36				
		⑦(青函・本四 新線立体交差化)		1	18				
		⑧(青函・本四 変・送電用資産)		1	36				
		⑨(河川事業等に係る鉄軌道用資産)		1	20				
		⑩(車庫構築物・立体交差化施設)		1	3				
		⑪(変・送電用資産)		1	12				
		⑫(新造改良車両(鉄道事業))		1	12				
		⑬(新造車両(流通業務))		1	6				
		⑭(鉄道耐震補強設備)		2	10				
				2	10				

地方公共団体コード					表番号		
4	0	1	0	0	5	7	7

第77表 市町村長が価格等を決定したもののうち課税標準の特例  
規定の適用を受けるものに関する調（5）  
（法附則第15条の2, 法附則第15条の3, 旧法附則第16条の2つづき）

都道府県名 福岡県

市町村名 北九州市

区分	行番号	(1) 決定価格		(2) 課税標準の特例率		(3) (B) (C)		(4) 課税標準額	
		(A) (千円)		(B)	(C)	(A)	×	(B) (D)	(C) (千円)
法附則第十五条の三 旧道承 交・継 納四 付国 に係 ると の特 例と JR北 海	①(旅客会社等に係る承継特例)	9	12	25	27	29			
	2 5 0			3	5				
	②(旧交納付金法附則第17項・立体交差化施設)	2	6	0					
	2 7 0			3	10				
④(JR北海道・四国に係る特例・旧交納付金法附則第17項・立体交差化施設)	2	8	0						
旧法附則第16条の2	旧第11項(阪神・淡路大震災・立体交差化施設)	2	9	0			1	3	
合計	3	0	0	0	-	-	-	0	

地方公共団体コード					表番号		
4	0	1	0	0	5	7	8

第78表 市町村長が価格等を決定したもののうち課税標準の特例  
規定の適用を受けるものに関する調（6）  
（法附則第56条, 法附則第56条の2）

都道府県名 福岡県

市町村名 北九州市

区 分	行 番 号	(1) 決 定 価 格		(2) 課 税 標 準		(3) 課 税 標 準 額	
		(A) (千円)	(B)	(C)	(A) × (B)	(C)	(D) (千円)
法 附 則 第 56 条	9	12	25	27	29		
第12項（東日本大震災）	0 1 0		1	2			
第15項（東日本大震災・居住困難区域）	0 2 0		1	2			
法 附 則 第 五 十 六 条 の 二	旧 第 3 項 ①（被災代替鉄道施設等）	0 3 0		2	3		
	法附則第56条との連乗 ②（被災代替鉄道施設等）	0 4 0		1	3		
	旧 第 4 項 ①（被災特定地方交通線）	0 5 0		1	4		
		②（新線構築物）	0 6 0		1	12	
	③（新線立体交差化施設）	0 7 0		1	6		
		0 8 0		1	24		
	④（河川事業鉄軌道用資産）	0 9 0		1	12		
		1 0 0		1	6		
		1 1 0		5	24		
	1 2 0		1	24			
1 3 0		1	12				
⑤（変・送電用資産）	1 4 0		3	20			
合 計	1 5 0	0	-	-	0		

地方公共団体コード	表番号
4 0 1 0 0 5	7 7 9

第79表 償却資産の段階別納税義務者数に関する調 (市町村計)

都道府県名 福岡県

市町村名 北九州市

区 分		行 番 号	(1) 納 税 義 務 者 数 ( 人 )	(2) 課 税 標 準 額 ( 千 円 )	
150 万 円 未 満 の も の		9 0 1 0	20,442	7,402,591	
150 万 以 上 160 万 円 未 満 の も の		9 0 2 0	294	455,519	
160 万 以 上 170 万 円 未 満 の も の		9 0 3 0	263	433,665	
170 万 以 上 180 万 円 未 満 の も の		9 0 4 0	251	439,807	
180 万 以 上 190 万 円 未 満 の も の		9 0 5 0	270	499,247	
190 万 以 上 200 万 円 未 満 の も の		9 0 6 0	215	419,630	
200 万 以 上 250 万 円 未 満 の も の		9 0 7 0	895	2,005,350	
250 万 以 上 300 万 円 未 満 の も の		9 0 8 0	771	2,110,484	
300 万 以 上 1,000 万 円 未 満 の も の		9 0 9 0	4,403	24,618,364	
1,000 万 以 上 2,000 万 円 未 満 の も の		9 1 0 0	1,575	22,096,605	
2,000 万 以 上 3,000 万 円 未 満 の も の		9 1 1 0	658	16,016,102	
3,000 万 以 上 1 億 円 未 満 の も の		9 1 2 0	1,093	59,240,132	
1 億 円 以 上 の も の		9 1 3 0	856	1,056,181,624	
計		9 1 4 0	31,986	1,191,919,120	
計 の 内 訳	法 第 389 条 関 係	大 臣 配 分 分	9 1 5 0	227	195,482,141
		知 事 配 分 分	9 1 6 0	5	20,136,761
	法 第 743 条 関 係	9 1 7 0	0	0	

地方公共団体コード	表番号
4 0 1 0 0 5	7 8 0

第80表 償却資産の段階別納税義務者数に関する調（個人分）

都道府県名 福岡県  
市町村名 北九州市

区 分		行 番 号	(1) 納 税 義 務 者 数 ( 人 )	(2) 課 税 標 準 額 ( 千 円 )
150 万 円 未 満 の も の		9 0 1 0	8,224	2,705,646
150 万 以 上 160 万 円 未 満 の も の		9 0 2 0	83	128,474
160 万 以 上 170 万 円 未 満 の も の		9 0 3 0	71	116,902
170 万 以 上 180 万 円 未 満 の も の		9 0 4 0	67	117,508
180 万 以 上 190 万 円 未 満 の も の		9 0 5 0	69	127,732
190 万 以 上 200 万 円 未 満 の も の		9 0 6 0	58	113,048
200 万 以 上 250 万 円 未 満 の も の		9 0 7 0	249	555,024
250 万 以 上 300 万 円 未 満 の も の		9 0 8 0	216	591,960
300 万 以 上 1,000 万 円 未 満 の も の		9 0 9 0	941	4,985,242
1,000 万 以 上 2,000 万 円 未 満 の も の		9 1 0 0	185	2,519,611
2,000 万 以 上 3,000 万 円 未 満 の も の		9 1 1 0	45	1,048,142
3,000 万 以 上 1 億 円 未 満 の も の		9 1 2 0	20	912,746
1 億 円 以 上 の も の		9 1 3 0	1	138,464
計		9 1 4 0	10,229	14,060,499
計 の 内 訳	法 第 389 条 関 係	大 臣 配 分 分	9 1 5 0	0
		知 事 配 分 分	9 1 6 0	0
	法 第 743 条 関 係	9 1 7 0	0	

地方公共団体コード	表番号
4 0 1 0 0 5	7 8 1

第81表 償却資産の段階別納税義務者数に関する調 (法人分)

都道府県名 福岡県  
市町村名 北九州市

区 分		行 番 号	(1) 納 税 義 務 者 数 ( 人 )	(2) 課 税 標 準 額 ( 千 円 )	
150 万 円 未 満 の も の		9 0 1 0	12 12,218	21 33 4,696,945	
150 万 以 上 160 万 円 未 満 の も の		9 0 2 0	12 211	21 33 327,045	
160 万 以 上 170 万 円 未 満 の も の		9 0 3 0	12 192	21 33 316,763	
170 万 以 上 180 万 円 未 満 の も の		9 0 4 0	12 184	21 33 322,299	
180 万 以 上 190 万 円 未 満 の も の		9 0 5 0	12 201	21 33 371,515	
190 万 以 上 200 万 円 未 満 の も の		9 0 6 0	12 157	21 33 306,582	
200 万 以 上 250 万 円 未 満 の も の		9 0 7 0	12 646	21 33 1,450,326	
250 万 以 上 300 万 円 未 満 の も の		9 0 8 0	12 555	21 33 1,518,524	
300 万 以 上 1,000 万 円 未 満 の も の		9 0 9 0	12 3,462	21 33 19,633,122	
1,000 万 以 上 2,000 万 円 未 満 の も の		9 1 0 0	12 1,390	21 33 19,576,994	
2,000 万 以 上 3,000 万 円 未 満 の も の		9 1 1 0	12 613	21 33 14,967,960	
3,000 万 以 上 1 億 円 未 満 の も の		9 1 2 0	12 1,073	21 33 58,327,386	
1 億 円 以 上 の も の		9 1 3 0	12 855	21 33 1,056,043,160	
計		9 1 4 0	12 21,757	21 33 1,177,858,621	
計 の 内 訳	法 第 389 条 関 係	大臣配分	9 1 5 0	12 227	21 33 195,482,141
		知事配分	9 1 6 0	12 5	21 33 20,136,761
	法 第 743 条 関 係	9 1 7 0	12 0	21 33 0	